

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	北海道奥尻町						
プ ラ ン の 名 称	奥尻町国民健康保険病院改革プラン						
策 定 日	平成	21年	3月	27日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	23年度		
病院の現状	病 院 名	奥尻町国民健康保険病院					
	所 在 地	北海道奥尻郡奥尻町字奥尻462番地					
	病 床 数	一般病床22床 療養病床32床					
	診 療 科 目	内科・外科・小児科・産婦人科・歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付(添付省略)	<p>当院は離島に唯一の病院として、年間を通して、外来・入院医療の提供はもとより、第2次救急に対応し、町の事業である、保健予防事業並びに介護保健事業、学校、職場の検診事業などを広く担っております。</p> <p>現在、過疎化が進む一方、高齢化が進み、外来、入院ともに受診者が増加することが予想され今後とも島に唯一の病院として町民のニーズにあった、医療の提供のため、南檜山の第二次医療機関、南渡島の第三次医療機関の公立病院の他、民間病院などの連携を強めていきます。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付(添付省略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く)</li> <li>○病院事業債元利償還金の2/3(14年度以前分)ないし、1/2(15年度以降分)相当額</li> <li>○救急に要する経費(普通交付税措置分相当額を含む)</li> <li>○不採算地区病院に要する経費(普通特別交付税措置分相当額を含む)</li> <li>○附属診療所の経費(普通交付税算定相当額を含む)</li> <li>○共済追加費用の経費</li> </ul>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.2	97.3	101.1	101.2	102.4	
	職員給与費比率	71.5	71.8	68.4	68.4	67.7	
	病床利用率	74.9	77.3	80.2	81.8	83.0	
上記目標数値設定の考え方	<p>平成19年度74.9%の病床利用率は高齢化率からしても今後も上昇すると思われることから83%を目標とし収益確保を目指します。</p> <p>職員給与比率については臨時職員の拡充を図るとともに、若いスタッフへの移行により、給与比率を引き下げます。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:21年度)</p>						

				団体名 (病院名)	奥尻町 (奥尻町国民健康保険病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考
救急車による患者数		45	46	46	47	47	
健康診査者数		320	302	320	325	330	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青苗歯科診療所の民営化を検討する。</li> <li>○職員の給与カットの継続、適正配置を行う。</li> <li>○薬品購入の一元化を図り、コスト削減を図る。</li> </ul>				
		事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入院病床は今後利用率が80%を超える見込みであり、現状を維持します。</li> <li>○不採算の耳鼻科、眼科、矯正歯科の専門医出張診療のあり方を見直す。</li> <li>○青苗診療所は地区住民からの強い要望が出され、出張診療を継続する。</li> </ul>				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○すでに職員の給与4.5%カットしているところであるが、人件費の更なる見直します。(平成20年度～23年度までに9百万円削減)</li> <li>○薬品購入の一元化により、値引率を高くします。(平成20年度7.1%を13%まで高める)年間7百万円削減</li> <li>○専門医の出張診療を中止、並びに廃止を含めて検討します。(9百万円の消滅)</li> <li>○歯科において退職の技工士を補充せず、歯科医師が対応する。(9百万円の消滅)</li> </ul>				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入院患者確保のため、各種健診及び、リハビリの充実を図ります。(病床利用率H19年度74.9%→H23年度83%)</li> <li>○看護師の確保に努め一般病床10対1看護を継続します。(基本看護を取れないと35百万円減収)</li> <li>○事業所の特定健診者の受診率を高めます。(2百万円の増)</li> </ul>				
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の接遇向上の為毎年講習会を開催し、患者様から愛される病院を目指します。</li> <li>○町民公開講座を毎年開催し、町民に病気に対する正しい認識を普及させていきます。</li> <li>○職員に対し感染、医療事故の講習会を定期的に開催し、信頼される病院を目指します。</li> <li>○地域医療(離島医療)の研修医の派遣を積極的に受け入れていきます。</li> <li>○病病連携を積極的に推進し、医療の軽量化を進め効率的な病院運営を目指します。</li> <li>○遠隔医療を将来構想とし、積極的に参画していきます。</li> </ul>				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	84.0%	18年度	75.1%	19年度	74.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>H15年に60床を54床に削減以降、70%以上の利用率を継続している。高齢化も進み、離島で唯一の医療機関であり、第二次救急告示病院でもあることから、現状のベッド数の確保は必要と考えます。</p> <p>建物として、築32年が過ぎ老朽化が進んでいるが、財政難により、早急な改築は難しく、維持補修しながら、地域医療の確保に努めていきます。</p>					

団体名 (病院名)	奥尻町 (奥尻町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当奥尻町国保病院が所在する、南檜山地区第二次医療圏域には、下記の公立病院及び公的病院が開設されている。 ・地域センター病院の道立江差病院(江差町198床) ・奥尻町国保病院(奥尻町54床) ・乙部町国保病院(乙部町62床) ・厚沢部町国保病院(厚沢部町69床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「北海道自治体病院等広域化連携構想」において、北海道を30区域に区分けした結果、当病院は南檜山地区第二次医療圏域に所在しているが、クラスター分析の結果、区域1の南渡島地区において連携する方向性が示された。当町においては行政区地理的条件等を考え、南渡島の区域1と南檜山の区域2の両方参加し、方向性を検討していく。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年度を目処に結論を得る	<内容> 「南渡島地域(区域1)における自治体病院等広域化連携構想に係る検討会議」における方向性 ○現行の診療体制の維持 ○急性期は中核病院に、回復期は奥尻町国保病院へと役割分担を維持する。 ○函館市の医療機関と遠隔医療を展開していく ○総合診療体制を推進し、函館市内の専門診療科を有する病院と連携を図る ○医師、看護師の確保、定着を図るとともに非常勤医師の派遣を函館市の医療機関に働きかける。 ○ドクターヘリの導入に向けて檜山管内の町等の理解を得られるように働きかける 「南檜山地域医療対策協議会」においては、現在も審議中であり平成23年度を目処に方向性の決定を図る
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況  (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年4月	<内容> 青苗歯科診療所の民営化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	病院経営健全化検討委員会において、毎年7月、2月に改革プランの点検、評価する。なお、公表等については町広報等により周知する。 構成メンバーは 町議会代表、保健・福祉関係・町民代表の12名とする。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	各年度決算確定後に実施する。(毎年7月頃)	
その他特記事項			

# 別紙1

団体名 (病院名)	奥尻町国民健康保険病院
--------------	-------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	509	522	521	532	534	536
	(1) 料 金 収 入	476	465	473	480	482	484
	(2) そ の 他	33	57	48	52	52	52
	うち他会計負担金	16	40	31	35	35	35
	2. 医 業 外 収 益	248	205	234	231	229	228
	(1) 他会計負担金・補助金	238	195	224	221	219	218
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	10	10	10	10	10	10
	経 常 収 益 (A)	757	727	755	763	763	764
	入	1. 医 業 費 用 b	730	729	772	751	750
(1) 職 員 給 与 費 c		387	373	374	364	365	363
(2) 材 料 費		188	182	186	185	184	182
(3) 経 費		135	152	190	181	180	176
(4) 減 価 償 却 費		19	20	20	19	19	19
(5) そ の 他		1	2	2	2	2	2
2. 医 業 外 費 用		4	4	4	4	4	4
(1) 支 払 利 息		3	3	3	3	3	3
(2) そ の 他		1	1	1	1	1	1
経 常 費 用 (B)		734	733	776	755	754	746
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	23	△ 6	△ 21	8	9	18	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	40					
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益(D)-(E) (F)	40					
純 損 益 (C)+(F)	63	△ 6	△ 21	8	9	18	
累 積 欠 損 金 (G)	424	430	451	443	434	416	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	85	76	56	58	57	61
	流 動 負 債 (イ)	44	25	25	24	25	25
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引 不良債務(オ)	△ 41	△ 51	△ 31	△ 34	△ 32	△ 36	
{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 41	10	△ 20	△ 3	△ 2	4	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	103.1	99.2	97.3	101.1	101.2	102.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	69.7	71.6	67.5	70.8	71.2	72.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	76.0	71.5	71.8	68.4	68.4	67.7	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病 床 利 用 率	75.1	74.9	77.3	80.2	81.8	83.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	奥尻町国民健康保険病院
--------------	-------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	6					
	2. 他会計出資金	8	5	5	11	4	3
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	2					
	7. その他	1					
	収入計 (a)	17	5	5	11	4	3
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	17	5	5	11	4	3	
支 出	1. 建設改良費	14	3	1	10	1	1
	2. 企業債償還金	12	9	9	6	7	6
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	26	12	10	16	8	7
差引不足額 (B)-(A) (C)	9	7	5	5	4	4	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)							
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	9	7	5	5	4	4	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( 487 ) 252,696	( 1,415 ) 234,749	( 1 ) 255	( 1 ) 256	( 1 ) 254	( 1 ) 253
資本的収支	( 0 ) 47,516	( 0 ) 4,971	( 0 ) 5	( 0 ) 11	( 0 ) 4	( 0 ) 3
合計	( 487 ) 300,212	( 1,415 ) 239,720	( 1 ) 260	( 1 ) 267	( 1 ) 258	( 1 ) 256

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。